

各 位

会 社 名 株 式 会 社 B e e X 代表者名 代表取締役社長広木 太 (コード番号:4270 東証グロース)間合わせ先 取締役経営管理本部長 竹 林 聡 TEL, 03-6260-6240

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、2022 年 5 月 26 日に開催を予定している 定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、「株主総会資料の電子提供制度」の導入に備えるために、現行定款の一部変更を行うものであります。

- ①変更案第 15 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第15条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③変更案第 15 条の新設により、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 15 条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現	行	定	款	変	更	案
<u>(株主総会参考</u> 提供)	書類等のイン	/ターネッ	開示とみなし		(削除)	
第 15 条 当会社(参考書) 書類に 報を、 ーネッ	類、事業報告 記載またはま 法務省令に欠 トを利用する	告、計算書類 表示をすべき 定めるとこれ る方法で開え	後し、株主総会 類及び連結計算 を事項に係る情 らに従いインタ ですることによ うとみなすこと			
ができ	<u>る。</u>			(批子纵入幺老妻	・拓然の最フ担供世界)	
	(新記	x <i>)</i>		第 15 条 当会社は 類等の内 るものと 2 当会社は るものの までに書	※類等の電子提供措置) 、株主総会の招集に際し は、である情報について、 する。 、電子提供措置事項のう の全部または一部につい 計画の交付を請求した株 に記載することを要しない	電子提供措置をとうち法務省令で定めて、議決権の基準日主に対して交付す
	(新	設)		_(株主総会資料の	<u>附則</u> 電子提供に関する経過	<u> </u>

- 第1条 変更前定款第15条の規定の削除および変更後定 款第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正す る法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし 書きに定める施行日である2022年9月1日(以下、 「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
 - 2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本 定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは 施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会 の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日ま で、効力を有するものとする。

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれ を削除する。